

うきは市老朽危険家屋等除却促進事業費補助金交付要綱

(平成 28 年 12 月 19 日告示第 50 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、市内に存在する老朽危険家屋から日常生活における市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、当該老朽危険家屋を除却する者に対して、うきは市老朽危険家屋等除却促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、うきは市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 37 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 老朽危険家屋等 周辺住環境等を悪化させ、放置されている木造若しくは軽量鉄骨造の建築物又はその部分で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表第 1 において、合計点数が 100 点以上に相当するもの
 - イ その他市長が除却の必要があると認める建築物
- (2) 申請者 老朽危険家屋等の所有者又は所有者の相続関係者等をいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に定める敷地をいう。
- (4) 対象費用 老朽危険家屋等の除却及び処分に要する費用をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象となる老朽危険家屋等は、市内の工事施工者（市内に本店、支店等の事業所を有する工事施工者、又は市内の個人工事施工者）が除却工事を行うもので、次の各号に掲げる要件を満たしたものでなければならない。ただし、市長が特段の事情があると認めて対象とした建築物はこの限りでない。

- (1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。
 - (2) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していない建築物であること。
 - (3) 公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物
 - (4) 所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない建築物
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受ける目的で故意に破損させた場合は、補助の対象としない。

3 補助は、同一敷地において1回限りとし、敷地内に前条第1号アに該当する建築物又はその部分が複数存在する場合は、その全てを除却するものとする。ただし、市長が特段の事情があると認めた場合を除く。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象費用に2分の1を乗じて得た額以内とし、50万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 申請者は、事業に着手する前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 老朽危険家屋等の解体工事見積書(写し)
- (3) 建物の全部事項証明書(写し)
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) 市税等に滞納がないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の適否の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる補助金の交付について、その内容を審査し適否を決定するものとする。

(決定又は却下の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に対し速やかに通知するものとする。

2 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により申請者に対し速やかに通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「受給決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書(様式第5号)に変更計画書(様式第6号)及び第5条第1項第2号及び第7号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、かつ、申請の内容の適否を決定し、速やかにその決定した内容を変更（決定・却下）通知書（様式第7号）により受給決定者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

（補助金交付申請の取下）

第10条 受給決定者は、事情により事業を中止しようとする場合は、補助金交付申請取下申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給決定者が前項の補助金交付申請取下申請書を提出したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第9号。以下「取消通知書」という。）により受給決定者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第11条 申請者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しその検査を受けなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し（除却工事を行った者が発行したもの）
- (3) 工事写真（施工前及び施行後）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により当該受給決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 受給決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第12号）を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第14条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

- 2 前項の規定は、第 12 条の補助金額の確定通知を行った後においても同様とする。
- 3 市長は第 1 項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、取消通知書により通知しなければならない。
(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第 13 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(委任)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一

判定区分	部位等	程度	評価内容	評点	
【老朽度】 構造の腐朽又は破損の程度	(1)床	I	根太落ちがあるもの	10	
		II	根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	(2)基礎、土台、柱又は梁	I	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		II	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の耐力所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		III	基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	(3)外壁	I	外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		II	外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(4)屋根	I	屋根葺き材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
		II	屋根葺き材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
		III	屋根が著しく変形したもの	50	
	【被害度】 道路等の通行人又は隣接地に対する影響	外壁又は屋根等	I	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に強風等により飛散する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	15
			II	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25
III			外壁、屋根材等が道路又は隣接地に既に落下する等、敷地外に被害を及ぼしている状況がうかがえるもの	50	
【地域的重要度】	(1)景観	I	景観を著しく害する等、特別な配慮が必要なもの	15	
	(2)地元要望等	I	自治会等の地元組織から要望があるもの	20	
合計	判定区分の部位がⅠ～Ⅲの何れかに該当するもので、合計が100点以上 ・・・老朽危険家屋				